

## 議案第64号

### 鳥取県立保育専門学院の設置及び管理に関する条例の廃止について

次のとおり鳥取県立保育専門学院の設置及び管理に関する条例を廃止することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成25年2月21日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県立保育専門学院の設置及び管理に関する条例を廃止する条例

鳥取県立保育専門学院の設置及び管理に関する条例（昭和39年鳥取県条例第16号）は、廃止する。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。